

## 御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
産地の範囲に関する御意見	<p>・明確に反対する。</p> <p>福岡県生まれの人間にとって、「福岡」と一括りにすること自体、県外民の発想にしか感じないであろう。</p> <p>蓋し福岡県は、北九州、博多（天神）、県中央、県南、筑豊のおおきく5つの文化圏を持っているが、これらは互いに関係が密なところもあれば疎なところもある。</p> <p>これらをすべて福岡と一括りにすることは、福岡のどこで作成されたというのが見えなくなってしまうため反対である。</p>	<p>・地理的表示「福岡」の検討に当たっては、明治時代より福岡県全体で酒造技術の改良を図ってきた等の経緯を踏まえ、福岡県全体の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p> <p>なお、地理的表示の指定に当たっては、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、すなわち①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。福岡の酒類の特性及び原料・製法等については、上記の①～③の要件を全て満たしていると認められるため、地理的表示として指定すべきと考えます。</p>
地理的表示の名称に関する御意見	<p>仮称であるが福岡県民にとっては筑豊の酒、筑後の酒と言われたほうがセールスポイントになることは間違いない。</p>	
その他の御意見	<p>・福岡県産の清酒をGIとして認定することは適当であると考える。</p> <p>福岡県の清酒は、歴史的にも福岡県民に愛されており、それをGIの形で世界にアピールできるのは好ましい</p>	<p>・賛成の御意見として承ります。</p>